平成２９年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市真伝町字吉祥11番地10、前住所
愛知県岡崎市上地３丁目41番地13
債務者　小塚　逸夫
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健司
4　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
岡山市東区久保397番地の１
債務者　株式会社西崎工務店
代表者代表取締役　西崎　一人
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　破産債権の届出期間　平成30年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午前10時40分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９１０号
北海道江別市弥生町24番地の14　ニューハイツ弥生Ｎｏ．２―205
債務者　郡川　裕明
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６５号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町400番地32
ホープ21　306号室、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条17丁目５番17号
債務者　郡　　宏
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０１４号
札幌市東区北40条東７丁目４番11号　フラットレイアロー105号
債務者　前田　妙子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５５号
札幌市東区東雁来12条４丁目２番２―101号
債務者　太内田　綾（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１号
北海道滝川市朝日町西４丁目１番14号　ピュアＡ　202号室
債務者　鉢呂　仁巳
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
北海道滝川市大町２丁目４番15号
債務者　秋濱　光江
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
北海道帯広市西13条南33丁目１番地１　コートモンテンベール201号室
債務者　前田　真一
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
北海道帯広市西18条南２丁目11番地68
債務者　上谷　賢一
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
北海道帯広市東９条南６丁目８番地28
債務者　木皿　　学
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
北海道帯広市東９条南６丁目８番地28
債務者　木皿　美樹
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
岩手県滝沢市大釜風林414番地23
債務者　井上　　翼
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３１２号
盛岡市黒石野１丁目１番19号　第３長山アパート２号
債務者　出口　トキ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７３号
福島県大沼郡会津美里町下堀字中川９番地４、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字本寺上4965番地
債務者　佐々木ひろみ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係